処分量定の基準

前歴の回数・	Ī	前歴なし		前歴1回		前歴2回以上	
納付命令 の回数 車両の種類	3 回	4回	5回 以上	2 回	3 回	4回 以上	1回以上
大型自動車 中型自動車 準中型自動車 大型特殊自動車 重被牽引車	30日	40目	50日	60日	70目	80日	3月
普通自動車	20日	3 0 目	40日	40日	50日	2月	2月
大型自動二輪車 普通自動二輪車 小型特殊自動車 原動機付自転車	10日	15日	20日	20日	25日	1月	1月